

様式第10号(第6条関係)



令和5年4月14日

南相馬市議会議長

会派名 無会派

代表者名 郡 俊彦

令和4年度政務活動費収支報告書

南相馬市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定に基づき、別紙のとおり、令和4年度政務活動費収支報告書を提出します。

別紙

令和4年度政務活動費収支報告書

会派名 無会派 郡 俊彦

1 収入

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
政 務 活 動 費	80,000	
預 金 利 子	0	
会 派 負 担 金	0	
合 計	80,000	

2 支出

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
調査研究費		
研修費		
広報費	63,718	新聞折込料
広聴費		
要請・陳情活動費		
会議費		
資料作成費	22,784	用紙代
資料購入費		
人件費		
事務所費		
合 計	86,502	

- (注) 1 備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。
2 会計帳簿の写し及び領収書等の証拠書類の写しを添付すること。

3 残金 0 円

令和4年度 政務活動費 会計帳簿

会派名 無会派 郡 俊彦

年月日			摘 要	収 入	支 出	残 高
4	12	20	政務活動費	80,000		80,000
5	2	2	資料作成費(用紙代)		14,240	65,760
5	2	2	資料作成費(用紙代)		8,544	57,216
5	2	10	広報費(折り込み料)		10,010	47,206
5	2	10	広報費(折り込み料)		10,010	37,196
5	2	10	広報費(折り込み料)		27,720	9,476
5	2	10	広報費(折り込み料)		4,813	4,663
5	3	3	広報費(折り込み料)		11,165	△ 6,502
5	3	3	本人負担	6,502		0
				86,502	86,502	0

郡俊彦の市政報告

第1号

TEL・FAX 46・2249
携帯 09087844683
ブログ 「郡俊彦のブログ」で
検索して下さい

住民の願い一歩前進

市議選直後の12月定例会は、あつという間に終わりました。

便利で格安のテマンド交通いいまちタクシーについては、「みなタク」と違うシステムについても検討する答弁を得ました。

合併協定による自治区毎の計画的なまちづくりの為に「自治区枠」も、今後の計画に活かす答弁があり一歩前進と想います。

市民の知る権利を妨げた

ネット「未公開」

す。

「合併協定や自治法違反を市議会がチェックしていないのではなか？」そんな疑問が、突然立候補を決めた理由でした。執行部も議会も決めるのは自分達、との思いが見え隠れします。

何事も住民に対し情報を分かりやすくいち早く伝えて、住民の声を聞きながら決定するあり方へ改革すべきと思います。本会議の様子は全て5日後からホームページで公開されていますが、私の一般質問だけ約1ヶ月「未公開」扱いとされました。私の「法律違反」との発

濃くなった自治法違反の疑い

地方自治法 第7章 執行機関

第4節 地域自治区

(地域自治区の設置)

第202条の4 …地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため、…地域自治区を設けることができる。

(地域協議会の権限)

第202条の7 三の2 市町村長は、…重要事項であつて地域自治区に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。

○相馬郡小高町、同郡鹿島町及び原町市の廃置分合に伴う地域自治区の設置等に関する協議により定められた事項を変更する条例

平成18年6月30日 条例第263号

13 地域協議会の権限について

(2) 地方自治法第202条の7第2項に規定する市の施策に関し、

あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない重要事項は、次に掲げる事項とする。

- ア 新市建設計画に関する事項
- イ 市の基本構想及び基本計画に関する事項

○自治基本条例

(情報の共有)

第4条 市は、まちづくりを進めるための情報を市民と共有します。

この基本構想からは自治区のまちづくりの将来(自治区枠)が見えないが、基本計画・実施計画に向けて是正する方向が示されたので、意見を付して賛成します。

南相馬市の歴史に残る重大な問題として、今後さらに真相究明を皆さんとともに進めていきたいと思います。質問を終わります。

70億円のつかい道

新庁舎建設計画へのパブリックコメントの意見に対する「市の考え」がホームページで発表されています。

合併の約束でもある自治区の計画が棚上げされ、同時に新庁舎建設と原町区の老人福祉センターが新規事業として追加された経過について、「新市建設計画」に70億円の余裕が出来て、「550億円の中に庁舎建設費用を飲み込めると判断した。鹿島区との計画から回したのでない」と書かれています。

「いつ誰が判断したか」との一般質問に当時議員でもあった市長は「記録が存

在しないため承知しておりません」「議会での議論もなかった」との答弁です。同見直しの中の鹿島区的主要事業棚上げを鹿島区民が知ったのは、1年半後の情報公開請求によつてです。

決めた経過は記録なしで霧の中

震災後、鹿島区では、地域協議会・区長会・まちづくり委員会が中心になり行政区や

まず第1は、基本構想を定める目的は何かです。私は、目標年次までの財政状況を予測し、ムダのな

「自治区枠」一歩前進 「総合計画」に意見を付して賛成討論

い計画的なお金の使い方をするためと考えます。統計処理した基本計画や実施計画がない現状を3月議会に向けて検討するとの委員会での答弁があったので、対応を求める意見を付します。

第2に、市民参加の重要

各種団体の要求や意見を出し合い、話し合いを繰返し、1年かけて「鹿島区ビジョン」をつくりました。鹿島区復興計画でもありました。同ビジョンは「鹿島区に新

新庁舎建設特別委員会 問題なし前提の設置に反対討論

新庁舎建設の財源、特に合併特例債を財源とした検討経過が不透明で、市民の皆さんから大きな疑問が寄せられています。

自治基本条例で市民参加が謳われ、市民の皆さんへの情報提供がまず第一だが、未だに不明のままです。

市長は、すでにパブリックコメントで市民の意見を聞いたと答弁していますが、その平成27年12月の「新市建設計画見直し」のパブリック

規事業のお金は無い」としてその後見直されました。「新市建設計画見直し」の中で新庁舎建設が決定された経過は、市民に明らかにされるべきです。

問題なし前提の設置に反対討論

メ募集には、特例債使用の文字は一言もなく、「必要最小限の文言の修正」とだけ掲載されていました。

「新庁舎建設をしたい、他の財源についても検討したがこうなりました」と説明して進めるのが筋道ではないですか？

70億円余裕が浮いた時に、市議会や市民の皆さんへの情報提供に大きな疑問があり、無視して建設に進む委員会設置に反対します。

(次ページから) 答 当時の記録が存在しないため承知しておりません。 郡 余裕出来た70億円をどうするか、市の課題は何と何があつて、優先順位をどう考えていくか、市民にも知らせ、議会とも相談して判断していくべき問題ではないですか。ここに当時の議員の皆さん、市長含めておられるが、70億円どうするか、当時の議員として、市長、検討された経過、記憶がありますか。 市長 議会では、ここまで議論はなかったと思っております。

これは大問題。新庁舎建設費用を「飲み込めると判断した」と書いてあるんです。この判断したのは、推測になりますが、先ほど申し上げた平成27年10月の庁議の前、6年前の話です。議会も誰も知らない中で決まって、新庁舎建設の財源になっている。

「新市建設計画」の具体的内容変更を、地域協議会に諮らない経過は、法律違反もあり正当性に欠け、合併促進の目的から大きく外れた使い方です。「文言の修正」ということで県知事には通していますけれども、(耐用年数等の)中身を伏せた内容での申請というふうには思います。

南相馬市の歴史に残る重大な問題として、今後さらに真相究明を皆さんとともに進めていきたいと思います。質問を終わります。

12月定例議会 一般質問

「住みたい田舎ランキング」で東北総合4位の南相馬市で、病院に行くのに往復8千円前後もかかる人達がいる現状、分かっているにもかかわらず。

「井の中の蛙にならないように、全国の先進事例を参考に」と質問し、当面「みなタク」を使いやすく新年度から改良するが、別なシステムも検討するとの答弁を得ました。



いいまちタクシー 1億円あるなら

【郡】質問の第1は、玄関から玄関まで300円ないし500円ぐらの料金で乗れるタクシーの問題です。

【市長】片道数千円かかる市民がいるという御質問です。

旧鹿島町では、タクシー業者から、小高のような「いいまちタクシー」を実現してほしいとの陳情書が出され、総務常任委員会で、小高はじめ各地を調査し採択した経過があります。

小高の業者は、GPSを使って車を走らせ、空車がなく、採算性がよく、経営が安定しているという理由でした。

私は、ここが「いいまちタクシー」のミソと思いません。空車無くムダのない走行、SDGsに合致する交通手段と思っています。

医者に行くのに片道数千円かかる市民がいる現状をどう考えているか。

【郡】「タクシートの運賃は、おおよそ10キロメートルの距離で約4千円の運賃となるが、定額タクシーの場合は、各区内の病院に最

ない理由は何か。タクシー事業者から、通常のタクシー営業の減収につながるのがある。鹿島区で乗合の許可を持つ事業者がいない、原町区でも足りない。

いま高齢者等の一部ワンコイン化で料金を下げ、区内であれば乗降を自由に、見直しを図って、令和5年度から実施を検討している。

【郡】井の中の蛙といいますが、全国表彰を受けた長野県安曇野市では、住民と相談しながらルートを決めて、社協が運営している。全国の例に学ぶ必要があるのではないかと。

【市長】「みなタク」も9度目の見直し等図っておりまして、さらに様々な交通弱者の制度、公共交通の在り方については、今後とも検討してまいります。

【郡】現在、生活路線バス、定額タクシー、ジャンボタクシー、これ合わせて全市で年間約1億円支出している。

旧小高町では、1万2千人程度の人口で年間約1200万1300万円、町からの負担で運行して、喜ばれ、街中の活性化にもつながっていました。



お金としては実現できる範囲内なんです。1億円を効率的に使うような、それこそ100年のまちづくりの前に10年目標でこ

れをなんとかしていくというようなことも検討すべきと考えますが、市長、いかがでしょうか。

【市長】まずは、これまで合意を得られたシステムですの

で、私としてはこれでもう少し

「記録が無いので分からない」答弁が繰り返されています。また矛盾している部分も複数あります。

【郡】70億円かかる新庁舎建設、本来ならば財政計画の中であらかじめ検討され、他の課題との優先順位や、有利な資金確保など、多面的な検討の上でいつ建設するか等を決定すべきです。

【市長】平成28年3月議会での、建設決定の前に、議会である程度といますか、かなりの議論があったということになります。

【郡】私の就任以前で私の記憶としてはありません。当時の記録を集めてのお答えです。

【市長】市長の説明は矛盾が多いと思います。

【郡】市民と市議会への説明は、いつ、どうなされておりましたか。

【市長】平成27年12月の「南相馬市新市建設計画の見直しについて(素案)」のパブリックコメント手続の資料

合併特例債で庁舎建設 決めた経過は

し運行しなければならぬと思っております。その上で、もつと改善できるのか、あるいはまた別なシステムがあるのか、それについては市民の声を受けながら、また検討してまいります。

【郡】素直に見ると、「文言の修正」で庁舎建設を決めてしまったとしか取れませんが、市長、いかがですか。

【市長】御意見としては承りますが、それが当時了解されて議決になったと御理解いただければありがたい。

【郡】平成27年(2015)年6月定例議会で、細田議員が庁舎建設について質問しています。答弁は、合併後、平成20年、21年に耐震改修工事をやっている、その後20年の耐用年数があるの

【市長】平成27年(2015)年12月の市議会全員協議会におきまして「南相馬市新市建設計画の変更について」の資料の中で説明を行っている。

【郡】当時のパブコメ資料にも、議会資料にも、特例債の文字はありません。

【市長】それが表に出ていないからいいか悪いかは、それは御意見としてあらうと思えます。

【郡】全く説明ができていないと思います。

【市長】但野謙介議員の答弁での「文言の修正」という表現についての内部検討の経過は、市議会答弁で「文言の修正なので」と説明するま

での内部検討の経過は、記録がないため承知してない。

【郡】それを16年後、しかも1度つかって2度目、合併促進の制度の目的に反すると思いませんか。

【市長】本庁舎耐震改修事業と新庁舎建設事業とは別事業であるため、合併特例債を特定の事業に限り2度充てるものではありません。

【郡】平成27年度の中長期財政計画の中で、この特例債使用についての検討が見当たらない。

【市長】中長期財政計画を策定したわけですが、その経過の記録は今現在残っていない。

【郡】タラソテラピー等鹿島区財源がどこに行つたのか。

【市長】今後事業実施の有無等について協議、調整していく考えです。

【郡】合併特例債55億円の枠に余裕ができ、新庁舎建設費用が飲み込めると判断した」と市の考えが公表されているが、誰が、いつ誰と相談して判断したか(前ページ最下段に続く)

領収書等添付用紙

(単位:円)

支出項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費	<input type="checkbox"/> 会議費
	<input type="checkbox"/> 研修費	<input checked="" type="checkbox"/> 資料作成・購入費
	<input type="checkbox"/> 広報・公聴費	<input type="checkbox"/> 人件費・事務所費
	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費	
支出内容	資料作成用紙代	
支出月日	令和5年2月2日	
支出額	22,784円	

2023年02月02日(木)
 郡 様 領 収 証 (クレジット利用)

¥14,240-

上記正に領収しました(消費税等 1294円を含みます)
 明細部分の◆印は軽減税率(8%)適用商品です
 株式会社ダイユーエイト 南相馬鹿野店
 福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地
 TEL 0244-67-1250
 ※保管上のお願
 財布等で保管戴く場合は、印刷面を内側に折って保管願います。 0001-7125-7793



2023年02月02日(木)
 郡 様 領 収 証 (クレジット利用)

¥8,544-

上記正に領収しました(消費税等 776円を含みます)
 明細部分の◆印は軽減税率(8%)適用商品です
 株式会社ダイユーエイト 原町店
 福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地
 TEL 0244-25-3220
 ※保管上のお願
 財布等で保管戴く場合は、印刷面を内側に折って保管願います。 0001-7813-0244



* 令負山又言正日月糸田 *
 2023年02月02日(木)16:23 ｼﾞｯﾄﾞ0001
 責No00009393丹野

240202内IDKｺﾋﾞ-ｺｯｼﾞ B4 ケ-ｽｸﾘ
 2ｺX単3560 ¥7,120
 240202内IDKｺﾋﾞ-ｺｯｼﾞ B4 500ﾌﾞﾗｯｼﾞ
 2ｺX単712 ¥1,424
 合計 ¥8,544
 (内10% 対象額 ¥8,544)
 (内10% ¥776)
 (内税計 ¥776)
 (税合計 ¥776)
 お買上点数 4点

*****ポイント情報印字開始*****
 ポイント明細
 お買上ポイント 77P
 合計ポイント 77P
 前回ポイント 63P
 総ポイント 140P

* 令負山又言正日月糸田 *
 2023年02月02日(木)15:57 ｼﾞｯﾄﾞ0001
 責No00000015渡部

240202内IDKｺﾋﾞ-ｺｯｼﾞ B4 ケ-ｽｸﾘ
 4ｺX単3560 ¥14,240
 合計 ¥14,240
 (内10% 対象額 ¥14,240)
 (内10% ¥1,294)
 (内税計 ¥1,294)
 (税合計 ¥1,294)
 お買上点数 4点

*****ポイント情報印字開始*****
 ポイント明細
 お買上ポイント 129P
 合計ポイント 129P
 前回ポイント 434P
 引換券発行ポイント 500P
 総ポイント 63P

領収書等添付用紙

(単位:円)

<p>支出項目</p>	<p> <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 資料作成・購入費 <input checked="" type="checkbox"/> 広報・公聴費 <input type="checkbox"/> 人件費・事務所費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 </p>
<p>支出内容</p>	<p>広報費(新聞折込料)</p>
<p>支出月日</p>	<p>令和5年2月10日、3月3日</p>
<p>支出額</p>	<p>63,718円</p>
<p>別紙領収書NO.1~NO.5</p>	

領収証

郡 俊彦

様

No.

金額 ¥ 10010 -

内訳
現金
小切手
手形

但 于折込料 様
R5年 2月10日 上記正に領収いたしました

消費税額等(%)

コクサ ウケ-390A

読売新聞 原町南部サービスセンター
福島民友 末永新聞 店
日本経済 所長 末永 祥
〒975-0003 南相馬市原町区栄町2丁目24
TEL 23-3511

収入
印紙

NO.1

領収証

郡 俊彦

様

No.

金額 ¥ 10010 -

内訳
現金
小切手
手形

但 折込料として 2600枚 3/2
R5年 2月10日 上記正に領収いたしました

消費税額等(%)

コクサ ウケ-390

有限会社 石倉新聞店
代表取締役 宗形 幸子
〒975-0008 南相馬市原町区本町1丁目34番地
FAX 0244-24-3578

収入
印紙

NO.2

領収証

郡

様

No.

金額 ¥ 4813

内訳
現金
小切手
手形

但 于折込料として (小高分)
R5年 2月10日 上記正に領収いたしました

消費税額等(%)
消費税額等(%)

〒975-0004 福島県南相馬市原町区旭町三丁目30番地
有限 藤原新聞店
代表取締役 藤原 幸子
TEL (0244) 22-2519
FAX (0244) 22-2517
登録番号

収入印紙

NO.3

GR1822

領収証

郡 俊彦

様

No.

★ ¥ 11,165 -

但 3/2 x 折込料として 2900枚
R5年 3月3日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税込・税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税込・税込)
	%	消費税額等

収入
印紙

〒979-2334 福島県南相馬市鹿島区西町1丁目86
有限会社 鹿島新聞販売センター
代表取締役 原田 真栄
TEL 0244-46-1136 FAX 0244-46-2025

コクサ ウケ-1087

NO.4

領 収 証

郡

様 No. _____

金額

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

NO. 5

内 訳
 現金
 初手 /
 手形 /
 消費税額等(%)
 消費税額等(%)

但 手形折込料を
 R5 年 2 月 10 日 上記正に領収いたしました
 〒975-0004

福島県南相馬市原町区旭町三丁目30番地

株式会社 藤原新聞社

代表取締役 藤原 浩幸

TEL (0244) 22-2555

FAX (0244) 22-2557

収入印紙

登録番号

GN1008